

組合ニュース

作成日
2024年
2月19日
NO.59

全国一般大阪地方労働組合
内藤証券労働組合
発行人 打本訓生

2024春闘要求7%以上を要求。(実質賃金2年連続減)
不当労働行為争議は1月30日に和解締結。内藤証券で働く従業員の皆様
自分たちの力で労働条件、職場環境改善に取り組みましょう！

1. 春闘ベースアップ（基本給を底上げする）について

組合は春闘要求に関して1月17日「申入書」、2月7日「要求書」を会社に提出いたしましたので要求内容の一部をお知らせいたします。

(1) 2024年賃金引き上げに関する件

- ①引き上げ額 基準内賃金の7%以上
- ②配分 一律（労使協議の上決定）
- ③実施 2024年4月度賃金分より

(2) 物価手当支払いに関する件

物価手当を全員一律に10万円支給すること

(3) エリア総合職に関する件

エリア総合職の賃金引き下げ分を回復されるなど不利益変更を是正すること

(4) 高年齢継続雇用者に関する件

高年齢継続雇用者の賃金を同一労働同一賃金に基づき現行の定年時の70%を100%とすること

2. 不当労働行為事案（3件）の和解成立について

(1) 2020年7月の和解協定に基づいて、組合が2020年7月（NO.17組合ニュース）、8月（NO.18組合ニュース）をサイボウズ上で配信した直後に部支店長らを中心としたサイボウズ上のコメント欄に組合ニュース配信拒否コメントが殺到した事案。

(2) 打本委員長に対する譴責処分事案

(3) 打本委員長の継続雇用時における一方的な顧客取り上げ、法人開拓月60件の指示・命令事案

上記の不当労働行為事案について大阪府労働委員会にて約2年半を経て労使双方で和解が成立いたしましたので和解協定内容を一部紹介いたします

【和解協定書要旨】

全国一般大阪地方労働組合内藤証券労働組合（以下、「組合」という。）と内藤証券株式会社（以下、「使用者」という。）は、大阪府労働委員会令和4年（調）第24号争議及び令和3年（不）第34号、同第61号併合事件、並びに令和5年（不）第49号事件（以下、「大阪

府労働委員会における審査事件及び調査事件」という。)について、下記のとおり合意をみたため、ここに本書3通を作成し、双方誠実に履行することを確約する。

1. 組合及び使用者は、2020年7月2日付け和解協定書（以下、「同和解協定書」という。）を誠実に履行し、団体交渉などを通じて賃金・労働条件の改善と良好な労使関係の構築に努める。
2. 使用者は、同和解協定書第7項に基づき、組合ニュースの全役職員への一斉配信を認め、役職員のサイボウズ上でのコメントを容認しない。
3. 使用者は、組合ニュースの内容について「支配介入」（労働組合法第7条3号）しない。
4. 使用者は、同和解協定書第7項の組合ニュース配信原則月1回について、年12回配信することを前提とし、月に2回配信すること（配信しない月もあること）も可とする。
5. 打本訓生執行委員長は、令和4年9月からの継続雇用において、継続雇用契約書に記載された諸条件及び諸待遇に同意する。また、労使双方は、本書締結の後、継続雇用以降の打本訓生執行委員長の業務内容のうち、その主張が異なるものについて、速やかにかつ誠実に協議を行い、合意に努めるとともに、使用者は、打本訓生執行委員長に対し、他の営業員とは異なる合理性が認められない業務上の指示・命令を行わない。
6. 使用者は、組合に対し、打本訓生執行委員長について、今後、不当労働行為が客観的に疑われる処罰、処遇を行わないこと、その雇用について高年齢者雇用安定法に従うこと、を約束する。
7. 使用者は、組合に対し、大阪府労働委員会における審査事件及び調整事件の解決を図るため、解決金を支払うことを認める。

3. 内藤証券労働組合の歩み

内藤証券労働組合を2018年2月に結成し早いもので、今月で6年になります。

私たちが組合結成に至った主な理由は、賃金・労働条件について従業員の見解、要求が軽視されているとの思いによります。多くの従業員から聞こえてくるパワハラ、不透明なサービス残業、悪評高い訓練型の富士山研修（早朝から深夜までの軍隊のような研修）等の労働条件、職場環境に関する不平、不満の見解が数多くあり、より良い職場環境にして企業風土を変えたいという思いを弁護団に相談をしたところ現場の声を正しく伝え、より良い職場にするためには憲法で守られ経営者と対等に交渉出来る団体である労働組合を作るのが良いのではとのアドバイスを受け、労働組合を結成する決断に至りました。

そして、私たち内藤証券労働組合の目指す目標として労使協調による良好な労働条件、職場環境を築くこと、その為に労使は「法とルールの支配」に基づいて緊張感のある良好な関係であることが企業価値向上につながる、をスローガンとして内藤証券労働組合の活動をスタートさせました。

組合結成当初、多くの仲間が組合に加入し、順調なスタートを切りましたが、その後の会社による組合つぶし攻撃は執拗極まりないので、想像を絶するものでした。不当な違法行為を目の当たりにし、「やっぱりこの会社の企業風土を変えなくてははいけない」と更に意

を強くし、違法行為である不当労働行為から内藤証券労働組合を守るために、法に則って正式に異議申し立て（2018年10月、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申し立て）を致しました。その後、会社は組合が不当労働行為と主張していた言動の一部が存在していたことを認めましたので、組合は組合にとって有利な和解内容と判断して2020年7月に大阪府労働委員会において和解が成立いたしました。

※和解協定の要旨は「組合と会社は内藤証券労働組合が会社の従業員による社内組合であることを確認する」「会社の従業員が組合に加入することを妨害したり、組合から脱退することを推奨する等の不当労働行為を行わない」等です。

和解後に組合は会社の上承のもと（口外禁止条項付き）、サイボウズ上にて2020年7月（組合ニュースNO.17）から組合ニュースを配信することとなりました。しかし残念ながら項目2.に記載されている(1)～(3)の事案が発生した為、2021年7月以降に3件の事案に関して大阪府労働委員会に2回目の不当労働行為救済申し立ての結果、上記2.に記載している和解協定書の内容で労使双方同意し、和解が成立いたしました。

4. 従業員の皆様、内藤証券労働組合の活動に参加しませんか！

執行委員長の打本訓生です。組合を立ち上げて以降、2020年7月、そして2024年1月と2回に渡り、不当労働行為事案（組合側の主張）に関して会社と和解協定を結びました。今後、組合に対して3回目の違法行為と疑われる事案が発生した場合、組合は3回目の不当労働行為救済申し立てをする所存です。その申し立てにより仮に和解若しくは不当労働行為に対する命令が下された場合、その行為は非常に重くガバナンス上会社のダメージは計り知れませんので不当労働行為は二度と発生しないと確信しています。

1回目の和解後に内藤会長・井上社長のメッセージが配信されましたので一部を改めて明記します。

「当社は、同事件において同組合が不当労働行為と主張していた言動の一部があったことを認め、そのことについて会社として遺憾に思っております。

組合に加入するか否かは各従業員の自由です。当社として、組合に加入したか否かをもって、殊更、利益に扱うことや不利益に扱うことはありません。

当社は、今後、全役職員が不当労働行為をしないように全役職員向けに不当労働行為に関する研修を実施する予定です」と表明されています。

今回の和解によって、更に安心して内藤証券労働組合に参加できる条件は整ったと認識していますので、一緒に内藤証券をもっともっと働きやすい会社にしていきませんか。一人でも多くの参加者を心よりお待ちしておりますのでよろしくお願い致します。

相 談 先

打本執行委員長 (090-7827-3198) 平井副委員長 (090-2384-9711)

北澤副委員長 (090-8366-5308) 池永副委員長 (090-6551-4809)

全国一般大阪 TEL (06-4301-4655) FAX (06-4301-4656)

メール相談 E-mail info@nugw-osaka.net

ホームページ ウェブ検索 内藤証券労働組合(全国一般大阪ホームページ内)

